富士市集約・連携型都市づくり推進戦略の改定について

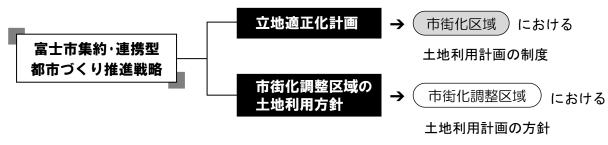
1 ■ 背景/目的

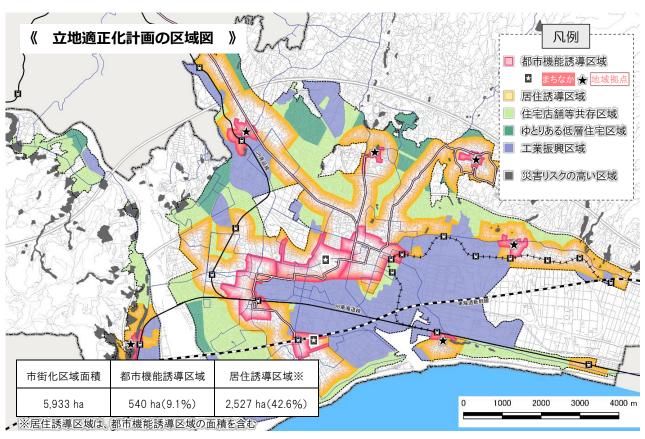
本市では、概ね 20 年後の将来を見据えた都市づくりのプランである「富士市都市計画マスタープラン」を平成 26 年に策定した後、平成 31 年 3 月には、マスタープランで掲げる「集約・連携型都市づくり」の一層の推進を図るため、マスタープランの具現化版となる「富士市集約・連携型都市づくり推進戦略」を策定しました。

本戦略では、概ね5年ごとに成果を検証し、計画の見直し改善を図るとしているとともに、令和2年6月に改正された都市再生特別措置法では、立地適正化計画に防災指針(居住や都市機能の誘導を図る上で、必要となる都市の防災に関する指針)の盛り込みを義務付けるなど、見直しが必要となっています。

加えて、新型コロナウイルスの感染拡大を契機とした市民のライフスタイルや経済活動等の変化に的確に対応するなど、改めて今後の都市づくりの方向性を示す必要があります。

このため、令和3年度から3か年かけて実施している都市計画マスタープランの策定に合わせ 令和4年度から2か年かけて、立地適正化計画に「防災指針」を新規に盛り込むなど、必要事項 を見直し、「集約・連携型都市づくり推進戦略」の改定を行います。





2 ■「富士市集約・連携型都市づくり推進戦略」の主な見直し内容

◆立地適正化計画の見直し

● 都市機能、居住誘導区域の見直し R4 実施

R2 国勢調査結果のほか、公共交通や生活利便施設の配置状況等を整理し、必要に応じて都市機能誘導区域及び居住誘導区域の見直しを行います。

② 防災指針の位置付け R4 実施

- ・居住誘導区域等における災害リスク分析と防災・減災まちづくりに向けた課題の抽出 都市の情報と災害ハザード情報等を収集・整理し、重ね合わせることにより災害リスク(地震・ 風水害)を分析し、居住や都市機能の誘導を図る上で必要な機能確保に向けた課題を抽出します。
- ・取組方針の検討 規制等による災害リスクの回避と、ハード・ソフトの両面から災害リスクを低減するために必要 な取組の方針を定めます。

❸ 誘導施策・数値目標の設定 R5 実施

令和2年(2020)度末時点の数値目標達成状況などから、計画の進捗評価のほか、上位計画及び各種施策等の進捗状況や防災指針の設定等を踏まえ、本戦略で展開する施策とその施策により期待される効果を再検討し、必要に応じて修正を行います。

◆市街化調整区域の土地利用方針の見直し

● 適用候補地区の検討 R4 実施

現戦略の地区計画適用候補地区の選定方法や類型の考え方を基本に、第四次国土利用計画等の上位計画の改定を踏まえ、本市の産業振興に資する地域等を新たな適用候補地区とするか等を検討します。

② 市街化調整区域の地区計画策定ガイドラインの見直し R5 実施

これまでに「中野交差点周辺地区」「浮島地区」「大北地区」等で実施した説明会や勉強会における意見や要望、本市の実情及び企業ニーズに即した産業用地の確保のあり方等を踏まえ、地区計画適用候補地区や地区施設(道路)の規模、各適用候補地区の許容する建築物の用途など、必要に応じてガイドラインの見直しを行います。



↑市街化調整区域の 地区計画策定ガイドライン

3 ■ 令和 4 年度のスケジュール

令和5年度末に「富士市集約・連携型都市づくり推進戦略(改定版)」を策定・公表するため、以下のスケジュールにて改定作業を進めていく予定です。

R4 年									R5 年		
4 月	5月	6月	7月	8月	9月	10 月	11 月	12月	1月	2月	3月
	★ 業務委託期間								*		
			,								

◆…市民懇話会 ■…都市計画審議会 ※庁内検討委員会は検討状況に応じて適宜開催します。